

1. 本学の使命と利益相反

本学の使命は、医療の質の向上と安全に関わるマネジメント人材を育成することにより、社会に貢献することである。現実社会における課題解決を目指すうえで、医療分野およびその関連分野との社会連携活動が重要であることは言うまでもない。

しかし、真理の追究を目的とし、人類社会の幸福のために研究成果の公表を原則とする大学と、適正利潤の追求や差別化のための機密を原則とする外部の法人等とは、その基本的な性格や役割が異なっており、社会連携活動や民間機関等との共同研究等において、大学や大学教職員が何らかの収入を得ることや、守秘義務などの責任を負うことが想定される。

本ポリシーは、滋慶医療科学大学院大学（以下本学という。）の教職員等が外部の法人等との社会連携活動や産学官連携活動を推進する場合、本学と外部法人等の立場の相違から、本学の教職員等として保持すべき責務及び利害と、外部法人等に対し負担する責務及び利害が相反する可能性があることから、利益相反をマネジメントする基本方針を定めることにより、利益相反による弊害の発生を抑制し、教職員等が安心して社会連携活動に取り組めるようにすることを目的とする。

なお、本ポリシーにおける教職員等とは、本学との雇用契約に基づき本学で勤務するすべての教員・職員・大学院生とする。

2. 利益相反の定義

本ポリシーにおける利益相反の定義は、以下のとおりである。なお、本ポリシーにおいては特段の断りがない限り、利益相反とは広義の利益相反を指す。

(1) 狭義の利益相反 (conflict of interest)

教職員等又は本学が社会連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいう。個人としての利益相反とは、教職員等の個人が社会連携活動に伴って得る利益と、教職員等個人の大学における教育・研究等の責任とが相反している状態である。大学としての利益相反とは、本学が社会連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任とが相反している状態である。

(2) 責務相反 (conflict of commitment)

教職員等が兼業活動等により外部法人等に対し負う職務遂行責任と、本学に対し負う職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

(3) 広義の利益相反

(1) の狭義の利益相反と (2) の責務相反の双方を含む概念をいう。

3. 基本方針

本学は、社会連携活動による社会貢献を重要な使命とし、社会連携活動を推進する。また、本学の教職員がこれらの多様な社会連携活動に関与することを奨励する。しかし、この過程で生じる利益相反により、本学の基本的使命や利益が侵害されることを防止するため、利益相反に対して適切に対処が可能となるためのマネジメント体制を構築する。

本学は、社会連携活動を推進するにあたり、社会から疑念を抱かれることのないよう、公共性、中立性及び倫理性を保持した手続きを定め、教職員等が安心して社会連携活動に取り組めるよう、利益相反マネジメントに関する適切な学内ルール及びシステムを整備する。

本学は、社会連携活動によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員等が安心して社会連携活動を推進できるよう支援する。

本学は、社会連携活動のパートナーとしての産業界等に対しても利益相反マネジメントに関する理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を失うことのないよう、また国民からの高い負託に答えるために、研究資金を厳しく管理し、利益相反に関する状況を常に注視して適切に対応する。

4. 基準

社会連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 教職員等が、本学における職務に関し、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (2) 本学は、その社会的責任に対し、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (3) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

5. 体制

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会に関する規程は、別に定める。

6. 継続的情報把握

本学は教職員等の利益相反状況を把握するため、定期的または必要に応じて教職員等から自己申告書を提出させるなどの方法により、教職員等の利益相反状態を把握するよう努める。教職員等から提出された情報は、他の諸規定に基づき、適正に管理する。

本ポリシーに基づいて行う利益相反マネジメントの手続き等に関する詳細については、別に定める。

7. 所管

本ポリシーに関する事務は、事務部が行う。

8. 改廃

本ポリシーの改廃は、教授会の議を経て学長が行う。なお、本法人が本法人すべてに適用される利益相反ポリシーを制定したときは、その施行と同時に廃止されるものとする。